

大樹町広報紙有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大樹町広報紙(以下「広報紙」という。)への有料広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広報掲載の基準)

第2条 広報紙に掲載できる広告は、町の広報紙としての公共性と品位を保つとともに、町民に不利益を与えることのないものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業に関するもの及び類似の業種
- (3) 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人的宣伝その他これらに類するもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反する恐れがあるもの
- (6) 誇大表示又は不当表示その他表現方法が不適切なもの
- (7) 町が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと認められるもの

(広告主の範囲)

第3条 広告の掲載を申し込むことのできるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業を行う個人又は法人であつて、町内に事業所等を有するもの
- (2) 町内に住所を有するものを主な構成員とする団体
- (3) その他町長が適当と認めたもの

2 前項の規定に関わらず、町税及び各種使用料等を滞納しているもの及び行政機関からの指導等を受け、その改善がなされていないものの広告は、掲載しない。

(広告の申込等)

第4条 広報紙に広告を掲載しようとするものは、大樹町広告掲載申込書(第1号様式)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、大樹町広告掲載申込書の提出を受けたときは、内容を審査し、大樹町広告掲載決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(広告の規格等)

第5条 掲載することのできる広告の規格、数量、料金、掲載場所は別表のとおりとする。

(広告掲載料の納付)

第6条 広告の掲載の決定を受けたものは、町が発行する納入通知書により期限までに広

告掲載料を納付しなければならない。

2 広告掲載料の納付が遅延したときは、掲載を取り消すものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、広報紙への広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年 2月23日から施行する。

附 則 (平成28年 3月18日訓令第4号)

この訓令は、平成28年 4月 1日から施行する。

別表 (第5条関係)

区分	内容	摘要
広告の規格	1コマあたり縦50ミリメートル、横85ミリメートルを標準規格とし、広告1件あたりの最大コマ数は2コマまでとする。	刷り色は黒一色とする。
数量	標準規格で毎号4コマ以内とする。	広報紙の紙面の都合により、コマ数を減少又は増加することができる。
広告掲載料	広報紙1号分標準規格 1コマあたり1,000円	
掲載場所	お知らせ欄紙面下段	